

ID: 31-1

担当部署: 財政課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	村田町公共物管理条例 第17条		
例規番号	平成13年条例第14号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第17条の規定による。</p> <p>第17条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れたものは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p>			
備考	<p><b>【共通担当部署】</b></p> <p>財政課</p> <p>建設水道課</p>		
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日